

東日本大震災特例措置の延長について(求職者支援制度)(案) 資料3-2

○ 適用期限が今年度末までとなっている震災特例措置について、引き続き被災県でのニーズがあることから、**下記のとおり一部変更の上、適用期限の1年間の延長を行う。(平成32年3月31日まで適用期限を延長)**

1. 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置

復旧・復興事業に必要な整地作業等に必要な人材（車両系建設機械運転手）を育成するための訓練の実施を奨励【現行対象県】岩手県、福島県

- 訓練内容 車両系建設機械運転、小型移動式クレーン、玉掛け、フォークリフトの技能講習等
- 訓練期間 10日～1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人

(参考) 震災対策特別訓練コース実績

H28年度 受講者数(岩手) 35人、就職率 45.7%(福島) 111人、就職率 36.1%

H29年度 受講者数(岩手) 58人、就職率 46.3%(福島) 51人、就職率 42.0%



→ 来年度は福島県においてのみ同内容で特例措置を継続することとする。

2. 被災県において実施した求職者支援訓練の就職率に係る特例措置

被災県で実施された求職者支援訓練の就職率について、認定基準上の特例措置を設け、被災県での求職者支援訓練の実施を促進【現行対象県】岩手県、福島県

通常の取扱い	被災県における特例措置
連続する3年の間に同一の都道府県で同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の就職率が、基礎コース:30%未満、実践コース:35%未満でないこと。 ※2コース以上が該当した場合、当該該当した県で当該分野の求職者支援訓練を1年間不認定。	平成30年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、 <u>0.5コースと取り扱う</u> 。(例えば、 <u>3コースが該当した場合、1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。</u>)

→ 来年度は引き続き同内容で特例措置を継続することとする。